諮問庁:厚生労働大臣

諮問日:平成30年6月26日(平成30年(行個)諮問第108号) 答申日:平成31年3月28日(平成30年度(行個)答申第220号)

事件名:本人に関する特定事故についての監督復命書等の一部開示決定に関す

る件

答 申 書

第1 審査会の結論

「私が平成28年特定月日に墜落災害により負傷した労災事故について 同監督署の担当官が作成した監督復命書(是正勧告書(控)を含む)及び それらの添付資料の全て」に記録された保有個人情報(以下「本件対象保 有個人情報」という。)につき、その一部を不開示とした決定について、 諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の6欄に掲 げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。) 1 2 条 1 項の規定に基づく開示請求に対し、福島労働局長(以下「処分庁」という。)が、平成30年3月8日付け福島労発基0308第3号により行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、 おおむね以下のとおりである。

処分庁の行った部分開示決定を取消し、不開示部分の開示を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

審査請求人は、平成30年2月14日付け(同日受付)で、処分庁に対して法12条1項の規定に基づき、「私が平成28年特定月日に墜落災害により負傷した労災事故について同監督署の担当官が作成した監督復命書(是正勧告書(控)を含む)及びそれらの添付資料の全て」に係る開示請求を行った。

これに対して、処分庁は原処分を行ったところ、審査請求人がこれを不服として、平成30年3月26日付け(同月28日受付)で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求について、原処分において不開示とした部分のうち下記3(3)に掲げる部分を新たに開示した上で、その余の部分については、法14条2号、3号イ及び口、5号並びに7号イに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 理由

(1)保有個人情報該当性について

本件対象保有個人情報は、審査請求人から特定労働基準監督署に対して行われた特定事業場において労働基準法(昭和22年法律49号)等の違反があるとした情報提供による監督指導に係る関係書類であり、別表に掲げる文書番号1ないし3の文書(以下「対象文書」という。)である。

なお、本件審査請求を受け、諮問庁において対象文書の確認を行った ところ、以下に掲げる情報については、審査請求人の個人に関する情 報ではなく、さらに審査請求人を識別することができる情報が含まれ ていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当し ない。

ア 担当官が作成又は収集した文書(対象文書2の①)

対象文書 2 は、労働基準監督官が事務処理のために作成又は収集した文書であるが、対象文書 2 の①の文書には、審査請求人個人を識別することができる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

(2) 不開示情報該当性について

ア 監督復命書及び続紙(対象文書1)

監督復命書は、労働基準監督官が事業場に対し臨検監督等を行った際に、事業場ごとに作成される文書であり、一般的には、監督復命書の標題が付され、「完結区分」、「監督種別」、「整理番号」、「事業場キー」、「監督年月日」、「労働保険番号」、「業種」、「労働者数」、「家内労働委託業務」、「監督重点対象区分」、「特別監督対象区分」、「事業の名称」、「事業場の所在地」、「代表者職氏名」、「店社」、「労働組合」、「監督官氏名印」、「週所定労働時間」、「最も賃金の低い者の額」、「署長判決」、「副署長決裁」、「主任(課長)決裁」、「参考事項・意見」、「No.」、「違反法条項・指導事項等」、「是正期日(命令の期日を含む)」、「確認までの間」、「備考1及び2」、「面接者職氏名」、「別添」等が記載されている。

(ア) 監督復命書の参考事項・意見欄

対象文書1の①の監督復命書の「参考事項・意見」欄のうち、なお不開示とした部分には、臨検監督を実施したことにより判明した事実、指導内容、担当官の意見等、所属長に復命するために必要な情報が記載されている。これらの情報は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、これらの記載が開示されることとなれば、事業場の信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、これらの情報には労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供された情報が含まれている。労働基準法等には、労働基準監督官の臨検を拒み、妨げ、もしくは忌避し、その尋問に対して陳述せず、もしくは虚偽の陳述をし、帳簿書類の提出をせず、又は虚偽の記載をした帳簿書類を提出した者には罰則が設けられているが、これらの規定は、刑事罰による威嚇的効果により臨検監督の実効性を間接的に担保するものであり、直接的又は物理的な強制力を伴うものではない。また、労働基準監督官が、労働基準法等関係法令違反の事案を確認した場合、直ちに強制力を有する司法上の権限を行使するのではなく、まず、当該違反について強制力を有しない行政指導である是正勧告を行い、当該事業場から自主的な改善の報告を受けて当該違反の是正確認を行うなどの方法により、労働基準法等関係法令の履行確保を図ることを基本としている。

このように、労働基準監督官による臨検監督において、事業場の 実態を正確に把握し、労働基準法等関係法令違反の事実を迅速に発 見して改善を図らせるため、事業場の任意の協力は不可欠なもので ある。

このため、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたこれらの情報が開示されることとなれば、特定事業場の関係者が労働基準監督官の実施する臨検監督における行政指導に対して消極的な対応になるとともに、不利益となる情報等が審査請求人に開示された場合の影響等を憂慮するあまり、真実や率直な意見等を述べることを差し控え、また関係資料の提出を拒むなど任意の協力が得られなくなり、その結果、労働基準監督官が行う監督指導業務等において、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、ひいては、労働者の権利を速やかに回復し、その救済を図

ることが困難になるおそれがあることから、法14条3号口に該当 するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、これらの情報には、担当官の意見や行政の判断の基礎となる情報が記載されており、これらの情報が開示されることとなれば、 労働基準監督官の意思決定の経過等が明らかになるため、検査事務 という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひい ては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、前段で述べた法14条3号イ及び口に該当することに加え、同条5号及び7号イにも該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 監督復命書の「参考事項・意見」欄以外の部分

対象文書1の①の監督復命書の「参考事項・意見」欄以外の部分には、労働基準監督官が臨検監督を実施したことにより判明した事実、事業場への指導内容等の行政措置に係る情報等が記載されている。これらの情報は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、これらの記載が開示されることとなれば、事業場における信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、対象文書<u>1</u>の①は、法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号口に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

さらに、これらの情報には、特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して明らかにした事業場の実態に関する情報が記載されている。これらが開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業場と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、前段で述べた法14条3号イ

及び口に該当することに加え、同条5号及び7号イにも該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

このほか、対象文書<u>1</u>の②は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であり、当該情報は、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 担当官が作成又は収集した文書(対象文書2)

対象文書 2 の②には被申告事業場の労働者に対する労働基準法等関係法令の違反内容,是正の期限の情報等が記載されており,これらの情報は,労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり,申告者である審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから,これらの情報が開示されることとなれば,当該事業場の情報が明らかとなり,取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利,競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから,法 1 4 条 3 号イに該当するため,原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、これらの文書には、法人に関する情報が含まれており、労働 基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供され たものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこ ととされているものであることから、法14条3号口に該当するた め、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

さらに、これらの情報には、特定の事業場が労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して明らかにした事業場の実態に関する情報が記載されていることから、これらの情報が開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業場と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反等の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであることから、法14条7号イに該当し、また、5号にも該当することから犯罪の予防に支障を及ぼすおそれもある。

以上のことから、これらの情報は、法14条3号イ及び口、5号並びに7号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが 妥当である。

ウ 特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書(対象文書3)

対象文書の3の①には、当該事業場の内部管理等に関する情報が記載されていることから、これらの情報が開示されることとなれば、事業場の内部情報が明らかとなり当該事業場の取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの情報は、法14条3号イに該当する。

また、これらの情報は特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して開示しないことを条件として任意に提供された事業場の実態に関する情報が記載されていることから、これらの情報が開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業者と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、前段で述べた法14条3号イに該当することに加え、同条3号ロ、5号及び7号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

このほか、対象文書<u>3</u>の①には、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であり、当該情報は、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 新たに開示する部分について

原処分において不開示とした部分のうち、対象文書2の③及び3の② については、法14条各号に定める不開示情報に該当しないことから、 新たに開示することとする。

(4)審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求において、「対象文書全体が法14条の各号に該当しないため、全てを開示するべき」等と主張しているが、上記(2)で述べたとおり、法12条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに、法14条各号に基づいて、開示・不開示を適切に判断しているものであり、審査請求人の主張は本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、本件開示請求については、原処分において不開示とした

部分のうち、上記3(3)で開示することとした部分については新たに開示した上で、その余の部分については、法14条2号、3号イ及び口、5号並びに7号イに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

※ 3の下線部について、諮問庁に確認の上、当審査会事務局において、 訂正した。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成30年6月26日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年7月12日 審議

④ 平成31年3月14日 本件対象保有個人情報の見分及び審議

⑤ 同月26日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「私が平成28年特定月日に墜落災害により 負傷した労災事故について同監督署の担当官が作成した監督復命書(是正 勧告書(控)を含む)及びそれらの添付資料の全て」に記録された保有個 人情報であり、具体的には、別表に掲げる文書番号1ないし文書番号3に 記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及び口、5号並びに7号イに該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の 一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、原処分を 維持し、不開示とすることが妥当としていることから、本件対象保有個人 情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁が保有個人情報に該当しないとして いる部分の保有個人情報該当性及び諮問庁がなお不開示とすべきとしてい る部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 保有個人情報該当性について

諮問庁は、別表の通番3は、審査請求人を識別することができる情報が 含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当 しないと説明する。

そこで、当該部分がその内容等に照らして審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するか否かについて検討すると、当該部分は、確認のための押印欄及び確認方式から構成され、業務処理上必要な情報であって、審

査請求人本人を識別することができることとなる情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当 するとは認められない。

- 3 不開示情報該当性について
- (1) 別表の6欄に掲げる部分について
 - ア 通番1のうち、3頁の「参考事項・意見」欄は、監督復命書に引用された被災した審査請求人に係る診断内容であり、諮問庁が諮問に当たり新たに開示することとしている情報と同様の内容であることから、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められない。さらに、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及び口、5号並びに7号 イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番1のその余の部分である「監督種別」欄、「参考事項・意見」欄、「No.」欄及び「別添」欄は、原処分において開示されている情報と同様の内容又は原処分において開示されている情報から推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報と認められることから、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められない。さらに、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及び口、5号並びに7号 イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

- (2) その余の部分について
 - ア 法14条2号該当性について

通番2は、面接者の職氏名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別

することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれ にも該当する事情は認められず、当該部分は個人識別部分であるこ とから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

- イ 法14条3号イ及び口、5号並びに7号イ該当性について
- (ア)通番1のうち、「違反法条項・指導事項等」欄及び「是正期日」欄には、特定事業場に対する法令違反又は指導の内容が記載されており、「労働者数」欄には、特定事業場の内部情報が記載されており、これらを開示すると、取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条3号口、 5号及び7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが 妥当である。

(イ)通番1のうち上記(ア)を除く部分及び通番4は、臨検監督に係る対応方針及び労働基準監督官が調査の結果得た情報等であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、労働基準監督機関における臨検監督に係る調査の手法・内容が明らかとなる情報であると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条3号イ及び口並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- ウ 法14条2号,3号イ及び口,5号並びに7号イ該当性について
- (ア)通番5のうち、6頁の医師の印影は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の印影については、当該個人の氏名を審査請求人が知り得る としても印影まで開示する慣行があるとは認められないため、法1 4条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書口及びハに該当する 事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることか ら、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号イ及び口、5号並びに7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ)通番5のその余の部分は、特定事業場から提出された資料等であり、これらの文書が特定事業場から提出された事実自体が、審査請

求人が知り得ることではなく、これらを開示すると、特定事業場の 事業主を始めとする各事業主が、労働基準監督官に対する関係資料 の提出等に非協力的となり、労働基準監督機関が行う検査等に係る 事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しく は不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれが あると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条2号、3号イ及び口並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及び口、5号並びに7号イに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の6欄に掲げる部分を除く部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は同条2号、3号イ及び7号イに該当すると認められるので、同条3号口及び5号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、別表の6欄に掲げる部分は、同条3号イ及び口、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子,委員 葭葉裕子,委員 渡井理佳子

別表

| 1 7 | | 2 頁 | 3 | 4 不開示部分 | 5 該当条 | 6 開示すべき |
|-----|--------------|------|---|-------------------|-------|------------|
| びす | 付象文書名 | | 通 | | 文 | 部分 |
| 文 | 対象文書 | | 番 | | | |
| 書 | 名 | | | | | |
| 番 | | | | | | |
| 号 | | | | | | |
| 1 | 監督復命 | 2 , | 1 | ①2頁,61頁及び | 法14条 | 2頁, 61頁 |
| | 書及び続 | 3, 6 | | <u>69頁</u> の「完結区 | 3号イ及 | 及び 6 9 頁 |
| | 紙 | 1 及び | | 分」欄,「監督種 | びロ, 5 | 「監督種別」 |
| | | 6 9 | | 別」欄,「監督年月 | 号並びに | 欄及び「別 |
| | | | | 日」欄,「署長判 | 7 号イ | 添」欄1列 |
| | | | | 決」欄, <u>「No.」</u> | | 目,2列目, |
| | | | | <u>欄</u> ,「違反法条項・ | | 6列目及び7 |
| | | | | 指導事項等」欄1枠 | | 列目,「N |
| | | | | 目ないし2枠目、 | | o.」欄, 3 |
| | | | | 「是正期日」欄, | | 頁「監督種 |
| | | | | <u>「別添」欄,</u> 「労働 | | 別」欄,「参 |
| | | | | 者数」欄の不開示部 | | 考事項・意 |
| | | | | 分, 3頁の「監督種 | | 見」欄4行目 |
| | | | | 別」欄,「参考事 | | ないし5行目 |
| | | | | 項・意見」欄の4行 | | 3 3 文字目, |
| | | | | 目ないし6行目及び | | 61頁「参考 |
| | | | | 12行目ないし26 | | 事項・意見」 |
| | | | | 行目, <u>61頁及び6</u> | | 欄 2 行目 1 3 |
| | | | | 9頁の「参考事項・ | | 文字目ないし |
| | | | | 意見」欄の不開示部 | | 3 行目, 6 9 |
| | | | | <u>分</u> | | 頁「参考事 |
| | | | | | | 項・意見」欄 |
| | | | | | | 2 行目 1 6 文 |
| | | | | | | 字目ないし3 |
| | | | | | | 行目9文字目 |
| | | | 2 | ②2頁, 61頁及び | 法14条 | |
| | | | | 69頁の「面接者職 | 2号 | |
| | | | | 氏名」欄 | | |
| 2 | 担当官が | 1 , | 3 | ①4頁及び62頁並 | 保有個人 | |
| | 作成又は | 4, 6 | | びに70頁の「是正 | 情報非該 | |

| | T | Г | | | T | |
|---|------|------|---|-------------------|-------|--|
| | 収集した | 2 及び | | 確認」欄 | 当 | |
| | 文書 | 7 0 | 4 | ②1頁の③を除く部 | 法14条 | |
| | | | | 分及び4頁 <u>(①を除</u> | 3 号イ及 | |
| | | | | <u>く部分。)</u> 及び62 | びロ, 5 | |
| | | | | 頁 (①を除く部 | 号並びに | |
| | | | | <u>分。)</u> 並びに70頁 | 7 号イ | |
| | | | | (①を除く部分。) | | |
| | | | | ③1頁の「署長」, | 新たに開示 | |
| | | | | 「副署長」,「主 | | |
| | | | | 任,課長」,「監督 | | |
| | | | | 官」,「担当者」 | | |
| | | | | 欄,3行目21文字 | | |
| | | | | 目ないし42文字目 | | |
| 3 | 特定事業 | 5ない | 5 | ①5頁,6頁の医師 | 法14条 | |
| | 場から労 | し 6 | | の印影部分, 7頁な | 2号, 3 | |
| | 働基準監 | 0,6 | | いし60頁,63頁 | 号イ及び | |
| | 督署へ提 | 3ない | | ないし68頁及び7 | 口, 5号 | |
| | 出された | し68 | | 1頁ないし76頁 | 並びに7 | |
| | 文書 | 及び 7 | | | 号イ | |
| | | 1ない | | ②6頁の医師の印影 | 新たに開示 | |
| | | し76 | | を除く部分 | | |

[※] 対象文書には頁番号は付番されていないが、文書番号 1 ないし文書番号 3 の 1 枚目ないし7 6 枚目に 1 頁ないし7 6 頁と付番したものを「頁」として記載している。

注) 理由説明書・別表の文書番号1及び文書番号2並びに欄外※の下線部に 誤植があり、当審査会事務局で訂正した。